



## 若者のマルチ商法トラブル増加

### 求められる注意喚起

国民生活センター相談実務担当者との意見交換

日本貸金業協会では、6月25日、国民生活センター(東京都港区)において、同センターの相談員等との意見交換会を開催した。この意見交換会は、「実務担当者意見交換会」として2015年から開催しているもので、今回が9回目。国民生活センターからは相談情報部の保木口知子部長のほか9名が、協会からは貸金業相談・紛争解決センターの遠藤清一センター長ほか6名が出席。最近の相談内容やそれを踏まえた消費者保護に向けた取り組みなどについて1時間30分にわたって意見を交わした。

独立行政法人である国民生活センターは、消費者問題・暮らしの問題に取り組む中核的な実施機関として50年の歴史がある。協会では相談に関する情報を国民生活センターと共有することで、相談内容の多様化、複雑化に対応するとともに、資金需要者の利益保護のために必要な取り組み施策の実施に繋げていきたいとする。



現場の相談員も交え、忌憚のない意見交換が行われた。於：国民生活センター2階大会議室

「多重債務に関する相談件数は、10年といった長期スパンでは減少傾向にあるが、2015年以降、3万件から2万件超で推移しており、下げ止まっている状況」と国民生活センター。最近の相談事例(後掲)に触れた後、ここ2~3年、若者に「お金がないなら借金をすれば良い、すぐに元が取れる」などと言って、消費者金融などでお金を作らせるトラブルがマルチ商法などで増加し、2018年度は約1,700件の相談が寄せられているとしたうえで、協会にも注意喚起を行うよう求めるとともに、「貸金業者とも連携し、トラブル防止に努めていきたい」と述べた。

マスコミ報道で取り上げられている SNS 等を利用した個人間融資については、2018年度から相談が急増し

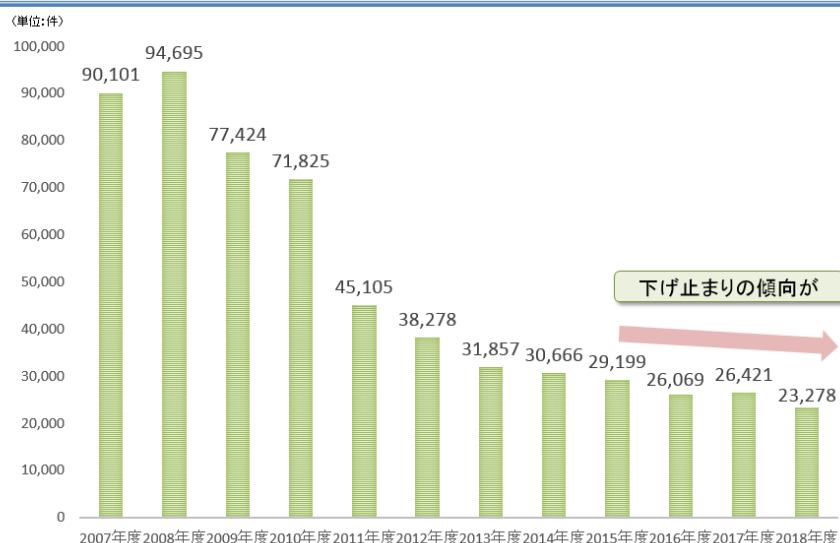
ている状況にあること、ファクタリングに関する相談では、給与ファクタリングをうたう業者に対するものがここ数年目立っていること、貸金業者の広告やテレビCMに関しては、苦情や意見などはあまり見られないものの、「過払い金が簡単に取り戻せるという内容は信用できるのか」といった相談が多いとの説明が行われた。

協会からは、2018年度の貸金業相談・紛争解決センターにおける相談・苦情・紛争解決の受付状況を説明。ヤミ金融の相談に関しては、今後の分析が出来るよう、相談者から丁寧に聞き取りを行うよう検討を進めていること、本年(2019年)3月末から全銀協とともに運用を行っている貸付自粛については、利用者の利便性向上のための施策について、全銀協と協議を進めていることを説明した。また、マルチ商法やヤミ金融については、本年4月以降、東京都貸金業対策課の協力要請を受け、大学生や専門学校生を対象にした講座に講師を派遣しており、そのなかで注意喚起に取り組んでいるとの説明が行われた。

### <多重債務に関して国民生活センターに寄せられた最近の相談事例>

- ・息子が複数社から借金をしていることが分かった。以前もギャンブル依存症で借金をして援助をしたこともあり、さらに支援はすべきでないと思う。どう対応するのがよいか。
- ・住宅ローンやカードローン、ショッピングの負債があり、返済できない。任意整理や自己破産を検討したいが可能か。
- ・孫がギャンブルのために貸金業者から借金を繰り返し、200万円程に膨らんでいる。相談窓口があれば教えて欲しい。
- ・息子には以前から借金癖があり、現在も貸金業者等に100万円以上の借金がある。各社から督促状や電話があるが対処法を知りたい。
- ・銀行のカードローンで借金を繰り返した。借入額が高額になり返済しきれない。債務整理をするには、どうしたらよいか。

消費生活センターにおいて受けた多重債務に関する相談件数の推移



出典:国民生活センターウェブサイト  
PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(2019年3月31日登録まで)